

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農林水産業総合振興事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	佐渡市における農林水産業の持続的発展を図り、地域として最大の所得を確保するために新潟県農林水産業総合振興事業補助金の交付を受けて、佐渡市における農林水産業の振興を促進するために農業者等が実施する事業に対して補助金を交付する。
補助事業者	農林漁業団体等
補助対象経費	新潟県農林水産業総合振興事業に規定するもの
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1/2以下で事業ごとに設定する（特例として令和4年度認定新規就農者に係る事業は県の補助率に市10%を加算する）。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する（特例として令和4年度認定新規就農者に係る事業は県の補助率に市10%を加算する）。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	品目ごとに設定あり
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	農業産出額の増加
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業ごとに対象要件等が異なり、県との調整が必要なため、個別相談を随時実施。
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課、農林水産振興課
	（電話番号） 0259-63-5117、3761